

これより本安下に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終ります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりております議案第八号は総務委員会に付託した
と思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第八号は、総
務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第五議案第三十一号福王中の一般職の職員

給与に関する各例の一部を改正する各例を議題といたします。

本安下について、提案理由の説明を求めます。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をちょうだいいたしましたので議案第三十一

号福王中の一般職の職員の給与に関する各例の一部を改正する各例に
つぎとして、その提案理由及び改正内容の説明を申し上げます。

まず提案理由といたしましては昭和五十九年度の給与改定につきましては
国の人事院は昨年八月、平均六・四四%の引き上げを勧告しております。

これに對しまして国家公務員の実際の改定は勧告に對しまして三・〇七%
をカットいたしました三・三七%という改定率で実施をされております。また

東京都におきましても都の人事委員会勧告より二・二%切り下げました
二・七%という改定率で実施をされております。

このような状況の中で都下二十六中の職員の給与改定につきましてもい
う検討されてきたわけでございますが、当市といたしましても係る諸般の情
勢を配慮しながら本改定につきまして検討を重ねてまいりましたわけでござい
ます。結果、国家公務員の給与改定率三・三七%より〇・四二%低い二・九五
%の引き上げ率の改定といたしまして本各例の改正をお願いしようとする
ものでございます。

それでは改正の内容について説明を申し上げます。

まず第九条第三項は扶養手当の改正でございまして、配偶者及び
配偶者のいない場合における第一子に對し、扶養手当を九百円引き
上げまして一万三千二百円に、その他の被扶養者に對し、扶養手当を
五百円引き上げまして六千円としようとするものでございします。

次に第十條の二第一項の改正につきましては住居手当の改正でございま
して、その限度額を四百円引き上げまして六千六百円としようとするものでご
ざいます。

次の第十二條第二項第三号は、通勤のための自転車等の交通用具を
使用することを通常といたします職員に對する通勤手当の改正でござい
まして、片道十キロ以上十五キロ未満の職員に對し、千円引き上げて
五千円に、片道十五キロ以上二十キロ未満の職員に對し、千三百円
引き上げまして六千八百円に、片道二十キロ以上の職員に對し、千七百
円引き上げまして八千七百円としようとするものでございします。なお片道十キ
ロ未満の職員に對し、通勤手当の改定につきましては、現行の額が国家
公務員の支給額を上回つておりますので、今回は見送ることとされて、いたゞいてあり

ます。

次に別表の改正でございします。この別表は給与改定の中心をなすもの
でございまして、まず改定された表上の数値を申し上げますと、表全体では
二七％、職員一人当たり平均いたしまして約六千七百円の引き上げ額となつ
ております。内訳的に申し上げますと等級別で一等級が二・八四％、約
八千五百六十円。二等級が二・六七％、約七千五百三十円。三等級が二・五
一％、約六千四百四十円。四等級が二・九％、約六千四百七十円。五等級が
二・七四％、約五千五百七十円。それだけ引き上げと相つております。この表を
適用いたしましてそれだけの等級別給に該当します職員をもつて實際の
改定額を算出いたしますと職員平均で二・六％、約五千六百九十円の引
き上げとなっております。

なお従前より御指摘をちょうだいしておりますところの職務給の道す入の
関係につきましても一等級から三等級の間におきまして、わずかなでございま
するが、これを考慮した改定率となっております。

以上の数値を給料及び諸手当を合算いたしました、いわゆる基準内給与

で見ますと給料に於いて二・二一%、扶養手当、住居手当等の諸手当に
おきまして〇・七四%、合計で実質的に二・九五%の引き上げとなるわけが
ございます。

次に改定後の初任給につきまして申し上げますと、高卒が十萬四千元、
短大卒が十二萬四千元、大学卒が十二萬五千元と相なります。

なお本年度の給与改定に伴います財源につきましては各会計とも当初予算
におきまして給料の分といたしまして三%の財源を留保してありますので主に諸手当
に付するものに相なるわけでございます。実質的には予算的にはやういふことで

ございますが、本改定に要します金額といたしましては一般会計、特別会計を
合わせて支給額全体が約六千六百五十萬円程度に相なるわけでございます。
次に附則でございますが、第一項及び第二項につきましては改正条例の施行
日等について規定をいたしましたものでございまして、本条例は公布の日から施行いたし
まして、改正後の条例は昭和五十九年四月一日にさかのぼって適用をしようとする規
定でございます。

第三項は給与の内払について定めたものでございまして、改正条例の条例の規定に

基づきまして昭和五十九年四月一日からこの条例施行の日の前日までの間に支払われ
ました職員に於けます給与は改正後の規定、いわゆるこの新条例の規定によつて、
支払われる給与の内払であるといふことの規定をいたしましたものでございます。

以上大変難解でございましたが、慎重御審議を賜りまして原案どおり
御確定くださるようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(田村市郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十一号は総務委員会に付託した
と思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第三十一号は、総務
委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第六議案第九号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので議案第九号 福生市

税賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず提案理由といたしましては昨年十二月に地方税法の一部改正が行われ市町村は二消費税に関する規定が全部改正されました。改正の理由はすでに御案内のように日本専売公社が日本たばこ産業株式会社に民営化されることに伴い所用の規定を定めようとするものでございまして、本改正に伴いまして福生市税賦課徴収条例第二章第四節に規定する市たばこ消費税に関する規定も全部改正しようとするものでございします。

また本年度は固定資産税の評価が次の年に当たり所用の準備のための縦覧期日を一月月延期することに伴いまして、固定資産税の納期について持例を設ける

ための本条例例を御提案申し上げた次第でございします。

うれでは改正の内容について御説明申し上げます。

第十九条及び第二十条の改正規定については、市たばこ消費税に関する規定の改正に伴い本文の整備を行うものでございします。説明の都合上、先に市たばこ消費税に関する改正規定から説明をさせていただきます。説明の都合上、先に市

第二章第四節市たばこ消費税に関する規定の全部を改正するものでございまして、改正前は全四条により規定されておりましたが、改正後は全十一条により規定されております。

それでは第八十二条から逐条的に説明を申し上げます。

第八十二条は市たばこ消費税の納税義務者等について規定したものでございします。従来は日本専売公社が納税義務者でございましたが、改正規定では製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者を第二項において卸売販売業者等と称し納税義務者として規定しております。

第八十一条は卸売販売業者等の売り渡し、または消費等とみなす場合について規定しております。前条において小売販売業者、または小売販売業者

以外の者が売り渡し、または消費等をした場合の規定がなされておりますが、一般的に場合以外の方法で売り渡し、または消費等が行われた場合について規定をしたものでございます。

第二項は、卸売販売業者等が小売販売業者、または消費者等から買入れ受ける委託を受け、他の卸売販売業者等から製造したものを売り渡しを受け、小売販売業者等に売り渡したときは直接引き渡しをしたときをもって売り渡したものとみなすという規定でございます。

第二項は、卸売販売業者等が民法の規定によるものの財産権の移転として小売販売業者等に製造したものを引き渡したときのみならず規定を。また三項は、特定販売業者、または卸売販売業者が営業を廃止し、または登録を取り消されたときの売り渡し、または消費等のみなし規定を。第四項は、卸売販売業者等が所有している製造したものを所有者である卸売販売業者以外の者が売り渡し、または消費等をしたときは、所有者である卸売販売業者等が売り渡し、または消費等をしたものとみなし、売り渡し、または消費等について所有者たる卸売販売業者等の責めに帰することとできないときは、売り

渡し、または消費等をしたものを卸売販売業者とみなす規定でございます。

第八十二条は、たばこ消費税の課税標準について規定しております。課税標準は、従価割にあつては売り渡し、もしくは消費等、以下売り渡し等といたしますが、その売り渡し等のときの小売定価に相当する金額を。従量割にあつては売り渡し等にかかわるたばこの本数とすることを規定しております。

なお第二項の規定は、第一項で言う製造たばこの本数は紙巻きたばこの本数をいい、紙巻きたばこ以外の製造たばこの本数については次の表のそれぞれに区分に定める重量をもって紙巻きたばこの一本に換算することを規定しております。次に第八十三条は、たばこ消費税の税率を定めて、従価割については百分の十四・三、従量割については千本につき三百五十円、言いかえれば一本につき三十五銭の税率となるわけでございます。

次に第八十四条でございますが、本条はたばこ消費税の免除規定でございます。して、第二項は、卸売販売業者等が地方税法第四百六十九条第二項各号に該当した売り渡し等をする場合の製造たばこについてはたばこ消費税を免除することと規定したもので、第二項は、課税を免除された場合でも卸売

販売業者が市長に書類を提出しないときは適用しないというものです。

第三項は、第一項の規定により、たばこ消費税を免除された製造たばこを法第四百六十九条第二項第一号に規定する輸出業者が輸出をしないが小売販売業者等に売り渡し等をしたときは、その輸出業者を卸売販売業者等とみなして第八十条の規定により、たばこ消費税を課税する規定でござります。

第八十四条の二は、たばこ消費税の徴収方法について規定したものです。たばこ消費税は申告納付によって徴収し、第八十一条第四項ただし書きのみが規定により、卸売販売業者等となった者について普通徴収の方法によるという規定でござります。

次に第八十四条の三でござりますが、たばこ消費税の申告納付の手続について規定しております。

まず第一項は、たばこ消費税の申告納税者は地方税法施行規則に定める申告書に定められた期間において売り渡し等にかかる品目ごとの課税標準の合計額及び課税標準となる不数の合計、たばこ消費税の税額その他

は要事項を記載し、市長に提出するとともに、申告にかかわる税額を納付する等、手続について規定しております。

第二項は、法第四百七十三条第二項の規定により、自治大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者であるときの申告期限と申告書の様式を定めております。

第三項の規定は、次条第一項の規定により返還を受けた卸売販売業者のうち前二項の規定による申告書の提出を要しない者が、還付を受けようとする旨の手続及び申告書等の様式、また第四項には申告納税者が提出する修正申告書の様式を定めた規定でござります。

第五項は、修正申告書によって増加した税額を納付するときの規定でございまして、この場合は申告納付による納付期限の翌日から納付の日まで年七・三％の負担を含め年一四・六％の割合を乗じて得た延滞金を加算して納めなければならぬというものでござります。

次に第八十四条の四でござりますが、第二項は、すでに小売販売業者に売り渡された製造たばこについて、卸売販売業者等が申告納付をした後で販売

契約の解除等、これがやむを得ない理由により返還を受けたときの規定でございまして、このような場合には返還を受けた日の属する月以降に申告納付するたばこ消費税の税額から返還された製造たばこに對するたばこ消費税に相當する金額を控除するといふものでございます。

第二項は、第一項の規定により控除を受けようとする金額を控除してなお不足があるとき、また控除を受けようとする申告書について納めるべきたばこ消費税がないときは、不足税額等について当該卸売販売業者等の未納金に充當し、未納金がないときはこれを還付するといふものでございます。

次に第八十四条の五でございますが、本条は納期限の延長の申請について規定しておりまして、法第四百七十四条第一項の規定により納期限の延長の申請を受けようとするときは申請書に理由を証するに足りる書類を添付して市長に提出するものと、税額の全部、または一部に相當する担保を提供しなければならぬ旨の規定したものでございます。

次に第八十四条の六は、たばこ消費税に欠ける不足税額等の納付手続について規定しようとするものでございます。

第一項は、たばこ消費税の納税義務者が法第四百八十一条、第四百八十二条、第四百八十四条の規定による不足税額その他加算金を納付することの様式等について規定しております。

第二項は、不足税額に對する延滞金について規定しているものでございます。次に第八十四条の七は、たばこ消費税の普通徴収手続について規定したものでございます。たばこ消費税は通常一般的には申告納付により徴収いたしますが、第八十一条第四項ただし書きの規定に該當する卸売販売

業者等については普通徴収の方法により徴収することになりますので、この場合には納税通知書を交付するといふものでございます。この場合、納期は第二項の規定により納税通知書に定められることになっております。

以上が地方税法の改正に伴う市たばこ消費税の改正規定でございまして、不改正に伴いまして説明を後回しにいたしました第十九条、第二十条の規定を改正いたしまして所用の整備をしようとするものでございます。

最初のページをお開きいただきまして、第十九条は、納期限に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について規定しており、第二十

条は、年当たりの割合の基礎となる日数を規定しておりまして、それが整備
をいたすとするものでございます。

飛びました。もとに戻りまして、附則第七条を削除し、附則第二十八条の
次に昭和六十年度分の固定資産税の納期の特例について、第二十九条で定
めようとするものでございます。内容としては、本則第五十七条第一項の
適用について、昭和六十年度分の固定資産税に限り、四月一日から同月三十日
までとあるのを、五月一日から同月三十一日までに変更しようとするものでござい
ます。次に附則ですが、第一条で施行期日を定め、改正条例は昭和六十年四
月一日から施行しようとするものでございます。

第二条は、たばこ消費税に関する経過規定でございまして、第一項は、
改正後の条例第十九条と第二章第四節の規定は、昭和六十年四月一日
以降の売り渡し等にかかわる製造たばこに対する市たばこ消費税につ
き適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡したものについては、なお従前の
例によるというものでございます。

第二項は、第一項で従前の例によることとされているたばこ消費税を

日本たばこ産業株式会社からの納税義務を承継することとなるものにつ
き、日本たばこ産業株式会社が改正前の規定により申告納付するものと
するよう規定でございします。

第三項は、輸出入等のために売り渡した製造たばこが施行日におい
て、新条例第八十一条第一項に規定する卸売販売業者等以外の者によ
り所持されているときは、所持する者をもって第八十一条第一項の規定する
卸売販売業者とみなす規定でございします。

次に第四項ですが、日本たばこ産業株式会社が継続小売販売業者の
り販売契約の解除その他やむを得ない理由により、施行日に所持していた
製造たばこを施行日以後に返還を受けようとするときは、日本たばこ産業
株式会社は施行日に継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返
還とみなして、新条例第八十四条の四の規定を適用するようものでござい
ます。なお新条例第八十四条の四の規定の適用に当たっては、同条第二項に規
定されているものの納付された、または納付されるべき市たばこ消費税につ
き、日本専売公社が旧条例の規定により納付した、また納付すべきであった

たばこ消費税額相当額とするという規定でござります。
以上、文書雜駁の説明でござります。何とぞ慎重御審議を賜りまし
て原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、説明といたし
ます。

○議長(田村市郎君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、総務委員会に付託し
たいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村市郎君)

御異議なしと認めます。

よつて議案第九号は、総

務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村市郎君)

午後一時まで休憩いたします。

午前十二時五十九分

休憩

午後一時一分

開議

○議長(田村市郎君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第七議案第十号 福生市都市計画税条例の一部を改正する

条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 内田和雄君登壇)

○企画財政部長(内田和雄君)

御指名をいただきましたので、議案第十号福生市

都市計画税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

まず提案理由でござります。

昭和六十年度は固定資産税及び都市

計画税の評価が元の年に当たり縦覧期日が一月遅くなることに伴ひまして、

都市計画税の第一期分の納期を変更するため本条例を御提案申し上げます。

次第でござります。

これでは改正の内容につきまして御説明申し上げます。

附則第十七項の次に第十八項を加えて、本則第五条第二項の適用については昭和六十年度分の郡市計画税に限り四月一日から同月三十日までとあるものは昭和六十年度分の郡市計画税に限り四月一日から同月三十日までとあるものは五月一日から同三十一日に改め、納期の特例を定めようとするものでござい、

附則といたしましては、改正条例は公布の日から施行することと定めようとするものでござい、

以上、大変雑駁な説明でござい、何とぞ慎重御審議を賜り、

原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(田村中郎君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、総務委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村中郎君) 御異議なしと認めます。よつて議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田村中郎君) 日程第八議案第十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市民部長 古谷正夫君登壇)

○市民部長(古谷正夫君) 御指名をいただきまして、議案第十一号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容について御説明申し上げます。

提案理由でござい、けれども、国民健康保険税の課税及び納税の簡素化を図るための課税の方法を変更したため、本条例を改正するものでござい、

改正の内容でござい、現行福生市における国民健康保険税につき、